

せいかつほご
生活保護のしおり



いちのせきし ふくしじむしょ
一関市福祉事務所

〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所内

でんわ
電話 (0191) 21-2111

も く じ

1.	<small>せいかつ ほ ご</small> 生活保護 <small>が</small> のしくみ <small>がいよう</small> ＜概要＞	2
	<small>ほ ご ひ かんが かた</small> 保護費の考え方など	
2.	<small>せいかつ ほ ご</small> 生活保護 <small>じゅきゅう</small> を受給するまでの <small>なが</small> 流れ	3
	<small>そうだん しんさ かいし</small> 相談から審査、開始まで	
3.	<small>せいかつ ほ ご</small> 生活保護 <small>くわ</small> の詳しいしくみ	4
	<small>ほ ご ひ しゅるい せたいにんてい</small> 保護費の種類、世帯認定など	
4.	<small>せいかつ ほ ご</small> 生活保護が決定したら	6
	<small>せいかつじょう ちゅうい きむ</small> 生活上の注意、義務など	
5.	<small>ふふくもう た</small> 不服申し立てについて	8
6.	よくある <small>しつもん</small> 質問	8
	<small>ほ ご てきよう じれい くるま ほゆう</small> 保護が適用されない事例、車の保有など	

せいかつ ほ ご 生活保護について

せいかつ ほ ご に ほ ん こ く け ん ぽ う だ い じ ゅ う き て い り ね ん も と び ょ う き
生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、病気
や事故、その他の理由で自分の力ではどうしても生活できない場合に
た ぶ ん え ん じ ょ さ い て い げ ん ど せいかつ ほ し ょ う い ち に ち は や
足りない分を援助し最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く
自分の力で生活できるよう支援することを目的とした制度です。

これにかかる費用は、税金でまかなわれています。

に ほ ん こ く け ん ぽ う <日本国憲法>

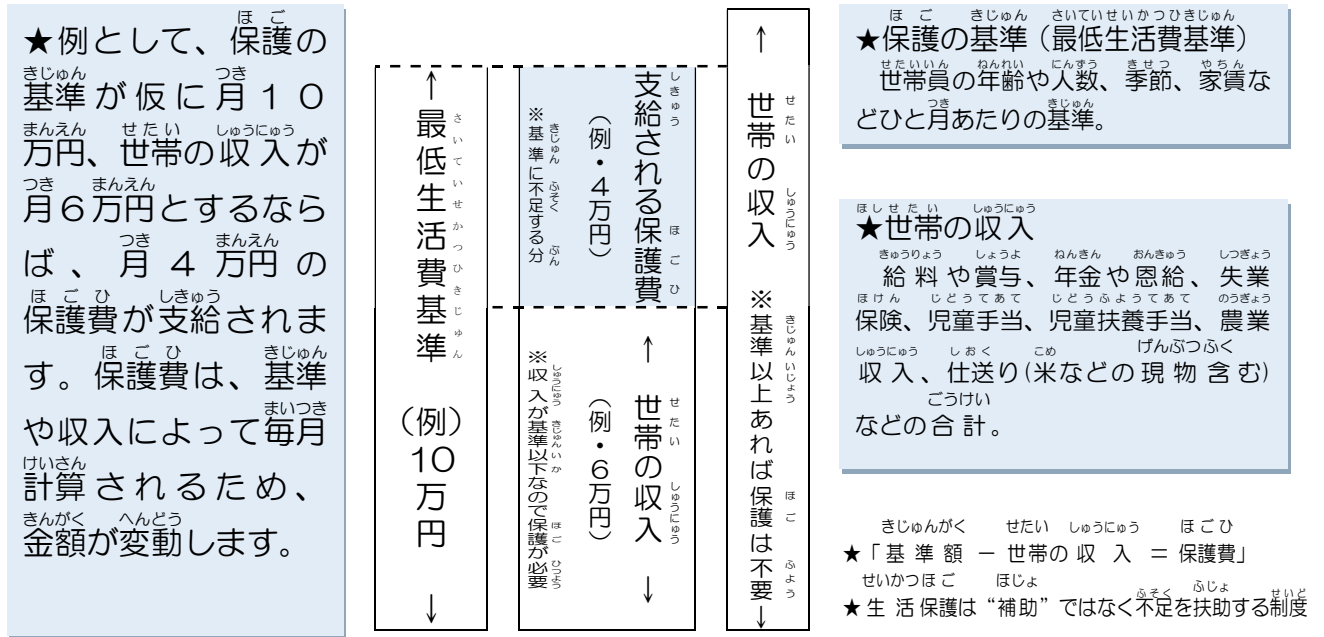
だ い じ ゅ う こ く み ん け ん こ う ぶ ん か て き さ い て い げ ん ど せいかつ
第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を
い と な け ん り ゆ う
営む権利を有する。

く に せいかつ ぶ め ん し ゃ かい ぶ く し し ゃ かい ほ し ょ う
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障
お よ こ う し ゅ う え い せ い こ う じ ょ う お よ そ う し ん つ と
及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

せいかつ ほ ご う け る こ と は こ く み ん け ん り ほ う り つ き
生活保護を受けることは、国民の権利であり、法律によって決めら
れ た よ う け ん み た す か ぎ だ れ う
れた要件を満たす限り、誰でも受けることができます。

1. 生活保護のしくみ

保護の決定は調査に基づき、国が定める保護の基準額と世帯全体の収入を比較し生活保護が必要かを判断します。保護の基準は、世帯の状況により異なります。



生活扶助の最低生活費基準額の目安 (加算や住宅扶助は含みません)

世帯構成	生活扶助基準月額
単身世帯 (20~64歳)	68,000円程度
単身世帯 (75歳以上)	63,000円程度
標準3人世帯 (世帯主33歳、妻29歳、子4歳)	149,000円程度
高齢夫婦世帯 (世帯主70歳、妻68歳)	102,000円程度
母子世帯 (世帯主29歳、子4歳)	111,000円程度

※基準は目安であり、世帯状況によって違います。制度の見直しにより変更されることがあります。

- 生活保護の種類・・・生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭、

8つの種類があります。※詳細は6ページ

- 世帯の認定・・・生活保護は原則として個人単位ではなく世帯単位で適用されます。

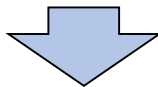
- 補足性の原理・・・資産、能力、親族等の扶養や他制度など、あらゆるものを活用し、

それでもなお不足する分を扶助する制度。

2. 生活保護を受給するまでの流れ

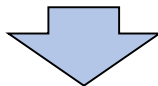
1 相談 お困りの内容について、まずはご相談ください。

生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認します。相談の際はプライベートな部分などは可能な範囲で構いません。電話での相談も可能です。



2 申請 生活保護の受給には、原則、申請手続きが必要です。

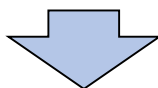
本人の意思で申請することが必要です。何らかの事情で本人が申請できないときは、親子、兄弟姉妹などが代理ですることでもできますのでご相談ください。
緊急性が明らかなきときは、福祉事務所の判断で生活保護を開始する事があります。



3 調査 生活状況、資産状況、親族等への調査を行います。

担当職員がご自宅や病院などを訪問し調査しますので協力してください。申請内容が正しくなかったり、調査に協力をされない場合は、却下となる場合があります。
各関係機関に、資産や預金などの状況を調査するほか、親・子・兄弟姉妹などの扶養義務者に、金銭的援助や交流が可能かどうかの調査をします。

また、調査期間中にも、福祉事務所から指導や指示を行うことがあります。これを守らないと保護を受けられない場合があります。



4 開始 生活保護申請の審査結果をお知らせします。

調査結果により、決定か却下かを審査し、結果をお知らせします。決定後に保護費の支給と、自立に向けた支援が開始されます。

→ (※開始後の注意事項などの詳しくは次のページから)

3. 生活保護の詳しいしくみ

●生活保護の種類

生活保護には次の8つの種類があり、種類ごとの基準額によって支給されます。

- ①生活扶助・・・ 食事、衣服、光熱水費など（年齢や人数により基準額が定められています）。
- ②教育扶助・・・ 小中学校の義務教育にかかる学用品、教材代、給食費など。
- ③住宅扶助・・・ 住宅や宅地を借りている場合の家賃や地代、家屋の修理費用など。
家賃の基準額は、原則1人世帯で31,000円以下、2人世帯で37,000円以下などのほか床面積などで定められています。
- ④医療扶助・・・ 病院での治療費、治療材料費、通院のための交通費など。
- ⑤介護扶助・・・ 介護サービスにかかる自己負担分。
- ⑥出産扶助・・・ 出産、分娩にかかる費用。
- ⑦生業扶助・・・ 生業のための費用、技能修得費、高等学校等就学費、就職支度費。
- ⑧葬祭扶助・・・ 葬祭や火葬の費用（生活保護を受けている方葬祭を行う方が場合）。

●世帯の認定について

生活保護は、原則として個人単位ではなく世帯単位で適用されます。世帯には、同じ家庭に住む夫婦、親子、兄弟はもちろん同居人も含まれます。住民登録で世帯を分離していても、生計がひとつの場合は原則として同一世帯として認定されます。この他、入院中や介護老人保健施設に入所されている方も、同一世帯とみなします。

● 補足性の原理

生活保護は、資産・能力の活用、親族の扶養・他法扶助が優先され、それでもなお最低生活が維持できない場合に受給できるもので、これらを活用してなお本人の金銭又は物品で満たすことができない不足分を扶助するものです。

※扶助とは：「助けること、援助」

① 資産の活用

預貯金、生命保険、自動車、有価証券、高価な貴金属、利用していない土地などは、売却や解約をして生活費に充ててください。（一部保有を認められているものもあります）。

② 能力の活用

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。求職活動中の方は、早く仕事が決まるよう、より一層の求職活動に努めてください。

③ 扶養義務について

親、子、兄弟姉妹などから援助を受けることができる場合には、優先して援助を受けてください。※なお、援助が可能な親族がいるからといって、生活保護の受給ができないということではありません。

福祉事務所では、親族に対して援助の可能性について照会を行いますが、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、照会を見合わせることもありますので、事前にご相談ください。

④ ほかの制度の活用

年金や手当、自立支援医療など各種制度を利用できるものは全て、優先して利用してください。

● 保護の決定

申請のあった日から原則として14日以内（特別な事情などにより調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に生活保護の受給ができるかどうか通知します。

なお、初回の保護費の支給に受給決定から更に1週間程度要する場合があります。

4. 生活保護が決定したら

● 生活上の注意

保護受給中は、常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない義務が課せられています。

- 働ける方は、ハローワークに出向くなどし、**求職活動を行い早く仕事が決まるように努めてください**。就労が決まるまで、定期的に求職活動状況届を提出していただきます。

保護受給中になかなか仕事が決まらない方を対象として自立支援プログラムを用意しております。専門職員が助言や情報提供を行い、早期の就労自立を支援しています。

- 家賃、ガス、水道、電気料金などの**滞納はしない**でください。
 - 病気のため働けない方は、**早く病気を治す**よう努めてください。
 - 飲酒や遊興のみで保護費を**浪費しない**ようにしてください。
 - サラ金など借金（負債）は、**生活保護では解決することができません**。一関市消費生活センター（一関市生活環境課内・千厩支所内）などに、相談をしてください。
- また、原則として**保護受給中に借金をすることはできません**。

● 届出の義務

保護を受給中は、お金の収支、世帯構成の異動などを速やかな届出が必要です。届出が遅れたり、故意に隠した場合、**保護費の返還や廃止**となる場合があります。

① お金に関すること

- 仕事が決まったとき、給料や賞与をもらったとき。
- 失業給付、労働者災害補償金、退職金などをもらったとき。
- 年金、仕送り、恩給、児童扶養手当などをもらい始めたり、額が変わったとき。
- 資産や財産（土地、家屋、生命保険など）を処分したり、もらったとき。
- 家賃、地代が変わったとき。
- 福祉事務所から、定例の収入申告書の提出を求められたとき。

② 自分自身や家族が変わったことがあったとき

- ・ 転入、転出などで家族の構成が変わったとき、住所を変えるとき。
- ・ 出産、死亡、入院、退院、結婚、離婚など生活状況が変わったとき。
- ・ おおむね1週間以上、家を空けるとき。
- ・ 会社の健康保険（家族を含む）が使えるようになった、または使えなくなったとき。

③ 病院にかかるとき

生活保護が決まると、国民健康保険証は市に返還となります。病院にかかるときは、傷病届を提出していただき、その内容が妥当であれば病院に提出する診療依頼書又は要否意見書をお渡しします。無届での受診は、全額自己負担となる場合があります。

● 指導指示事項の順守

福祉事務所から、生活の維持、向上、その他必要に応じて指導や指示を行うことがあります。従わない場合、生活保護の停止または廃止につながることがあります。指導指示の例は次のとおりです。

- ・ 働ける能力、条件があるのに働こうとしないとき。
- ・ 保有を認められない資産（土地、自動車、生命保険など）があるのに、活用や処分をしないとき（他人名義の自動車を使用することも認められません）。
- ・ 病気にかかっているのに、医師の指示に従わず、治す努力をしないとき。
- ・ 担当職員がご自宅等に訪問や調査を行います。それに協力しないとき。

● 保護費の返還

「資力」があるにもかかわらず、すぐに活用できないために保護を受けたが、あとで活用できたときには、その分の保護費を返していただくことになります。

※「資力」とは、遡って受給した年金や損害賠償金、土地売却金など多様に渡ります。

例) 申請時に手持ち金が少額で受給が開始されたが、手続きをすれば保護申請前からもらえる年金があったとき、など。

● 保護費の徴収

偽りの申告などで保護費を不正に受給したときは、それまでに支給した保護費を徴収します。また、場合によっては、詐欺罪となり刑法の規定による処罰を受けることがあります。

5. 不服申し立て

福祉事務所が行った保護の決定内容について、不服がある場合には、知事に対し審査請求を行うことができます。

6. よくある質問

Q 申請しても保護が適用されない場合はどのようなものがありますか？

A 適用されない事由は多種に渡ります。主に、次のような場合です。

- ・預貯金、生命保険の返戻金などすぐ活用できる資産があり、基準以上の収入となる場合。
 - ・生活保護以外の制度を利用すると基準以上の収入がある場合。
 - ・65才以上のみで構成されている世帯で、所有する居住用不動産の評価額が概ね500万円以上の場合で、生活保護を受けることとなった場合、社会福祉協議会が行う「長期生活支援資金」の貸付制度を活用することが出来た時点で生活保護は廃止となります。
 - ・働ける状態であるのに働こうとしない場合。
 - ・住宅ローンがある家屋に住んでいる場合。
 - ・暴力団員である場合。
 - ・過去に年金担保貸付を利用し生活保護を受け再度年金担保貸付を利用し申請した場合。など
- ※ただし、いずれも申請された方の状態に応じて個別に判断しており、例外もありますので、詳しくは申請時にご相談ください。

Q 土地など資産や加入している生命保険がありますが、申請は可能ですか？

A 申請は可能です。

ただし、土地などの資産を持ちながら保護を開始した場合、保有が認められない資産については、売却など処分するよう努めていただき、売却したお金でそれまでの保護費を返還していただきます。

生命保険は、調査期間内にその保険を継続加入できるかを判断します。解約時の返戻金金申請者の保護の基準額を上回る場合は保護を受けられない場合があります。

また、継続加入が認められ保護が開始になった場合、保険金を受け取った際は、その分の保護費を返還していただきます。

くるま しょぶん せいかつ ほ ご しんせい
Q 車を処分しないと生活保護の申請はできないのですか？

しんせい か の う
A 申請は可能です。

ただし、車の保有と使用は、原則認められていません。調査期間内にその可否を判断
します。認められなかった場合は、車を速やか処分していただきます。

くるま ほゆう しょう みと ばあい
Q 車の保有や使用が認められるのはどのような場合ですか？

じょうきょう みと ばあい しんせい しんさ ひつよう
A 状況により認められる場合がありますが、申請と審査が必要です。

つういん しょう ばあい こうきょうこうつうきかん りよう むすか ばあい
○通院に使用する場合で公共交通機関などの利用が難しい場合

しょうがいしゃ かた つういん つうしょ ばあい
○障害者の方が通院や通所する場合

げんざいしゅうろうちゅう こうきょうこうつうきかん つうきん むすか ばあい
○現在就労中で公共交通機関での通勤が難しい場合

くるま しょぶん いっていきかん さいちよう6 かげつ ほゆう みと ほう しょうらい じりつ
○車を処分するよりも、一定期間（最長6か月）保有を認めた方が将来の自立につなが
る場合（例：現在、失業中だが就労が決まった場合の通勤用として使用したい。この
場合は保有が認められても使用はできません。）

などがありますが、地理的条件、車の処分価値、維持経費の捻出方法なども含め、
保有や使用の可否を判断します。

なお、使用が認められた場合でも、**その目的のみに使用が制限され、**

げんそく にちじょうせいかつ りよう
原則、**日常生活での利用はできません。**

ほゆう しょう みと
Q オートバイの保有や使用は認められていますか？

みと ばあい
A 認められる場合があります。

はいきりょう い か しょうぶん か ち おも しょうもくてき
排気量125cc以下のオートバイについては、その処分価値や主な使用目的などを
かくにん ほゆう か ひ はんたん
確認したうえで、保有の可否を判断します。

いじょう くるま と あつか じゆん はんたん
125cc以上のオートバイについては車の取り扱いに準じて判断します。

そうだんまどぐち
＜相談窓口＞

いちのせきしふくしじむしょ
一関市福祉事務所

〒021-8501 いちのせきしだけやまちょう いちのせきしやくしよない
一関市竹山町7-2 一関市役所内

でんわ
電話 (0191) 21-2111

ししよ せいかつ ほ こ かん そうだんまどぐち
＜支所における生活保護に関する相談窓口＞

はないすみししよ ほけんふくしか
○花泉支所 保健福祉課 ☎82-2215

〒029-3105 いちのせきしはないすみちようわくつあざいちのまち
一関市花泉町涌津字一ノ町29

だいとうししよ ほけんふくしか
○大東支所 保健福祉課 ☎72-4077

〒029-0711 いちのせきしだいとうちようおおはらあざかわうち
一関市大東町大原字川内41-2

せんまやししよ ほけんふくしか
○千厩支所 保健福祉課 ☎53-3940

〒029-0803 いちのせきしせんまやちようせんまやあざきたかた
一関市千厩町千厩字北方174

ひがしやまししよ ほけんふくしか
○東山支所 保健福祉課 ☎47-4530

〒029-0302 いちのせきしひがしやまちようながさかあざにしもとまち
一関市東山町長坂字西本町105-1

むろねししよ ほけんふくしか
○室根支所 保健福祉課 ☎64-3805

〒029-1201 いちのせきしむろねちようおりかべあざはちまんおき
一関市室根町折壁字八幡沖345

かわさきししよ ほけんふくしか
○川崎支所 保健福祉課 ☎43-2115

〒029-0202 いちのせきしかわさきちよううすぎぬあざすわまえ
一関市川崎町薄衣字諏訪前137

ふじさわししよ ほけんふくしか
○藤沢支所 保健福祉課 ☎63-5304

〒029-3405 いちのせきしふじさわちようふじさわあざまちうら
一関市藤沢町藤沢字町裏187

